

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案要綱

第一 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の廃止

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律は、廃止すること。  
(本則関係)

第二 施行期日等

- 一 この法律は、自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。  
(附則第一項関係)
- 二 この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定めること。

(附則第二項関係)